特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	子ども子育て支援制度関連事務　評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東神楽町教育委員会は、子ども子育て支援制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	東神楽町教育委員会では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、町が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。 子ども子育て支援制度関連事務では事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約書において個人情報取扱特記事項を付している。

評価実施機関名

東神楽町教育委員会

公表日

平成27年12月29日

［平成26年４月　様式２］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援制度関連事務
②事務の概要	本事務は、子ども・子育て支援法及び番号法の規定に基づき、以下の事務で個人番号を利用する。 ①給付費の支給 ②申請，届出事項の確認 ③保育の必要性，必要量の認定 ④保育料決定 ⑤事業所からの児童の契約情報，保育料の取り込み ⑥保育料の徴収，滞納業務
③システムの名称	総合行政システム（子ども・子育て支援システム、収納管理システム、滞納管理システム）、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
幼保認定情報ファイル、保育情報ファイル、保育収納・滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一項番8、94

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ：なし （子ども子育て支援制度関連事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（１１６の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（１３の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長	こども未来課長　大井清豊

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会　教育推進課　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-5406

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会　こども未来課　東神楽町南1条西1丁目4番1号　0166-83-5423

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明